

一定規模以上の形質変更の届出に関するQ & A

I 一般的な事項

- 問1 形質変更とは何ですか。
 答 形質変更とは、掘削と盛土のことをいいます。
- 問2 土地の所有者と工事施工業者（土地の形質変更を行う者）のどちらが届出すれば良いですか。
 答 届出の根拠となる条項により異なります。

条項		形質変更する 土地の面積	届出者	届出する時期
法第3条 第7項	有害物質使用特定施設を 廃止し、土壤汚染状況調 査を猶予された土地	900m ² 以上	土地所有者等	調査に要する期間を勘案 して、あらかじめ提出
法第4条 第1項	有害物質使用特定施設が 設置されている事業場の 土地又は有害物質使用特 定施設を廃止した事業場 の土地	900m ² 以上	土地の形質 変更を行う者	工事着手の30日前まで
法第4条 第1項	上記以外の土地	3,000m ² 以上	土地の形質 変更を行う者	工事着手の30日前まで

- 問3 汚染のおそれがある場合の調査命令は届出者に発出されるのでしょうか。
 答 調査命令は土地の所有者等に発出されます。
- 問4 法第4条第1項に基づく届出書の提出は30日前までとのことですが、いつから提出できますか。
 答 30日前までであれば、いつでも提出できます。
- 問5 汚染のおそれの判断は誰が行うのでしょうか。また、汚染のおそれがあるかどうかは、何日以内に判断するのでしょうか。
 答 汚染のおそれの判断は県が行います。汚染のおそれの判断は着手予定日の前、30日以内に判断することになります。
- 問6 汚染のおそれがあるとして調査命令を受けた場合、過去の調査結果を当該命令に係る調査報告書とすることは可能ですか。
 答 可能です。しかし、その調査を行った後に特定有害物質により汚染された可能性がある場合には、改めて調査を行う必要があります。
- 問7 形質変更の届出をしたあと、汚染のおそれがないと判断されればそれで手続きは終わりですか。
 答 手続き終了となります。
- 問8 盛土だけの場合でも届出が必要ですか。
 答 場外から土壌を搬入して盛土を行うだけの場合は、届出の必要はありません。ただし、栃木県土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の手続きが必要となる場合がありますので、御注意ください。
- 問9 一時堆積場に積み置きしている土壌を掘削・搬出する行為は、届出の対象外との理解で良いですか。
 答 一時的に積み置きしている土壌はその土地の土壌ではなく、その土地から移動する予定のものですから届出の対象とはなりません。実際には移動していないなど一時堆積とは言えない状況があれば、届出が必要となります。

II 適用除外に関する事項

問 10 鉱山保安法の適用を受けるところについては形質変更の届出の対象から除外されるとのことですが、採石法や砂利採取法に基づく形質変更についても除外されますか。

答 いずれも除外されません。

問 11 盛土厚が 50cm 以上となる形質変更は、軽微ではないので届出が必要との理解で良いでしょうか。

答 掘る部分の深さが 50cm 以上であれば軽微ではないということです。盛土厚は関係ありません。

問 12 基礎がある場所など、形質変更する区域のほんの一部だけしか 50cm 以上掘らないような場合でも、合計で一定規模以上であれば届出が必要なのでしょうか。

答 そのとおりです。

問 13 土壌を搬出しなければ、50cm 以上掘っても届出の必要はありませんか。

答 搬出しなくても、一定規模以上形質変更を行い、そのうちの一部でも 50cm 以上掘るのであれば、届出が必要です。

問 14 建物の解体を行う場合、形質変更の深さ 50cm 以上とは基礎部分も含むのでしょうか。

答 基礎そのものについては土壌ではありませんので、「50cm 以上」の算定には含まれません。基礎の周辺にある土壌は地表から 50cm 以上かどうか、基礎の下部は、基礎の下の土壌の上端から 50cm 以上かどうかで判断します。

III 面積算定に関する事項

問 15 有害物質使用特定施設に係る土地ではない、3,000m²以上の敷地の一部を形質変更します。届出は必要ですか。

答 形質変更する部分の面積が 3,000m²未満であれば届出の必要はありません。届出が必要な規模かどうかは、敷地全体の面積ではなく、形質変更を行う部分の面積で判断します。

問 16 有害物質使用特定施設に係る土地ではない事業場の敷地内で、1,000m²の形質変更を数回に分けて行う場合は、届出は不要ですか。

答 一連の事業であって合計面積が 3,000m²以上であれば、届出が必要です。

IV その他の事項

問 17 栃木県土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の許可申請の要件と土壌汚染対策法の形質変更の届出の要件のいずれにも該当する場合は、両方とも手続きをしなければならないのでしょうか。

答 両方の手続きが必要です。それぞれの法令に照らして、手続きの必要性を判断します。